

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

1. 指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの目的

指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援等」という。）は、利用者の心身の状態等に応じた適切な介護予防サービス計画または介護予防・生活支援サービス計画（以下、「介護予防サービス計画等」という。）の作成またはケアマネジメントを行い、作成された介護予防サービス計画等に沿った指定介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービス等の提供を確保し、当該サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図り、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

2. 相談窓口等

地域包括支援センター（以下、「事業者」という。）が提供する介護予防支援等についての相談窓口および連絡先は4のとおりです。ご不明な点は、遠慮なくおたずねください。

3. 担当職員

利用者への介護予防支援等については、4の事業者の介護支援専門員等が担当します。なお、介護予防支援等を指定居宅介護支援事業者の一部業務委託する場合には、当該事業者の従事者が担当します。

4. 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター

センター名称	地域包括支援センター 暖心苑さわやか相談室	介護保険指定番号	(東京都指定番号) 1302300031
法人名	社会福祉法人 東京清音会		
所在地	東京都江戸川区北葛西4丁目3番16号		
担当者名		連絡先	電話 03 - 3877 - 0181 FAX 03 - 3877 - 0188
営業日	月曜日～土曜日 ※日曜・祝日・12/30～1/3 は休業	営業時間	9 : 00～18 : 00
職員体制	管理者		1名
	担当職員	主任ケアマネジャー	1名
		看護師・保健師	1名
		社会福祉士	1名
		認知症地域支援推進員	1名
		ケアマネジャー	3名

5. 介護予防支援等の内容

介護予防支援の内容	提供方法
① 介護予防サービス計画等の作成	契約書別紙に掲げる「介護予防支援等業務の実施方法等について」を参照ください。
② 介護予防サービス事業者等との連絡調整	
③ サービス実施状況の把握、評価	
④ 利用者状況の把握	
⑤ 給付管理	
⑥ 要介護認定等の申請に対する協力、援助	
⑦ 相談業務	

○利用者やその家族は、担当職員が「介護予防支援計画（ケアプラン）」に位置づける介護予防支援事業所について下記の事項を担当職員に求めることができます。

- ・複数の事業所の紹介を求める。
- ・当該事業所を介護予防支援計画（ケアプラン）に位置づけた理由を求める。

○介護予防支援事業所と入院先医療機関との早期からの連携を推進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを定めます。日頃から担当職員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをお願いいたします。

【ご注意】

- ※ 介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。
- ※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を江戸川区の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

6. 介護予防支援等の類型及び利用料金

類型	内容	利用料金
指定介護予防支援	指定介護予防給付サービスを利用する場合または指定介護予防給付サービスと介護予防・生活支援サービスを併用する場合に適用する。 5の全内容を実施。	5,038 円 ・ 初回加算 ・ 委託連携加算 3,420 円

介護予防ケアマネジメント	介護予防・生活支援サービスのうち、指定予防訪問介護および指定予防通所介護に相当するサービスまたは区が実施する緩和型サービスのみを利用する場合に適用する。 5の全業務を実施。	5,038 円 ・ 初回加算 ・ 委託連携加算 3,420 円
--------------	---	--

7. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

担当職員（または居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヶ月に1回となります。（サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回などがめやすになります。）

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援等業務の遂行に不可欠と認められる場合は利用者の居宅を訪問します

8. 虐待防止

事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・虐待防止の為の指針の整備
- ・虐待防止の為の研修会を定期的に実施
- ・虐待防止責任者の設置 【虐待防止に関する責任者 管理者：久家 定男】

9. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・感染症及びまん延の防止のための指針の整備
- ・感染症及びまん延の防止の為の研修会及び訓練を定期的に実施

10. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でもご利用者への介護予防支援等業務を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施
- ・定期的に業務継続計画の見直しと変更

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

12. 介護予防支援等業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】	所在地 江戸川区北葛西4丁目3番16号 電話番号 03-3877-0181 ファックス番号 03-3877-0188 受付時間 月～土 9:00～18:00
【区の窓口】 江戸川区介護保険課事業者調整係	所在地 江戸川区中央1-4-1 電話番号 03-5662-0032 ファックス番号 03-5663-5172 受付時間 8:30～17:15（月～金）
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 電話番号 03-6238-0011 受付時間 9:00～17:00（月～金）

① 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受けた苦情を苦情解決責任者及び第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

また、第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対し報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の立ち合いによる話し合いを、次により行うことができます。

ア、第三者委員による苦情解決の内容

イ、第三者委員による解決案の調整、助言

ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認

10. 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、事業者は介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に説明を行いました。

事業者	
所在地	東京都江戸川区北葛西4丁目3番16号
法人名	社会福祉法人 東京清音会
代表者名	久 家 定 男
事業所名	地域包括支援センター暖心苑さわやか相談室 印
説明事業者	
所在地	東京都江戸川区北葛西4丁目3番16号
事業所名	地域包括支援センター暖心苑さわやか相談室
説明者	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	
住 所	
氏 名	印
上記代理人（代理人を選定した場合）	
住 所	
氏 名	印